

平成18年10月1日から

# 国民健康保険と 老人保健が変わります

## 高額療養費・高額医療費の 自己負担限度額が変わります

同じ人が同月内に、同じ医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になったときは、申請をして認められると自己負担限度額を超えた分は高額療養費（老人保健の場合は高額医療費）として後日支給されます。

今回の改正で、医療機関に支払う窓口負担の限度額（自己負担限度額）が一部引き上げられます。（ページ下表）

## 一定以上の所得がある高齢者の 自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、一定以上の所得がある人は医療機関に支払う自己負担割合が2割から**3割**に引き上げられます。

## 所得判定基準が変わります

（平成18年8月1日から）  
70歳以上または老人保健で医療を受ける人は、所得に応じて自己負担割合など

## 療養病床に入院する場合の 食費・居住費の自己負担額 が変わります

（療養病床に入院する70歳以上の）  
療養病床に入院する70歳以上の人には、これまで食料費相当にあたる費用を自己負担していましたが、今回の改正で食費（食料費・調理コスト相当額）と居住費（光熱水費相当額）を自己負担することになります。

平成18年9月30日まで

食料費相当（月額）	24,000円
-----------	---------

平成18年10月1日から

食費（月額）	42,000円
居住費（月額）	10,000円
<b>合計月額</b>	<b>52,000円</b>

所得の低い人については自己負担額が軽減されます。また、脊椎損傷などや難病等の人については、現行どおり食料費相当のみの自己負担になります。

対象者	自己負担月額
住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円
脊椎損傷など難病等の人	24,000円

※医療機関からは、日単位もしくは1食単位で請求されます

が異なりますが、そのうち「一定以上の所得者」および「低所得」の判定基準が変わります。

なお、「低所得」および「低所得」の人は「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要となります。

## 【国民健康保険の前期高齢者】

### ①一定以上の所得がある人

同じ世帯に、課税所得が145万円以上の「70歳以上のまたは老人保健で医療を受ける人（国保被保険者に限る）」がいる人（老人保健の場合は、国保被保険者に限りません）

### ②低所得Ⅱ

同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である人。（老人保健の場合は、国保被保険者に限らず世帯全員となります）

### ③低所得Ⅰ

同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いた場合、その世帯の各

## 入院時の食事代減額には 申請が必要です

入院時の食事代は、医療費とは別に1食当たりの標準負担額を自己負担します。住民税非課税世帯等の人については、自己負担額が減額されます。

## 食事代の自己負担額（1食あたり）

対象者	自己負担額	
住民税課税世帯（一般および一定以上の所得がある人）	1食 260円	
住民税非課税世帯の人（70歳以上では低所得者Ⅱの人）	90日までの入院	1食 210円
	過去12カ月で90日を超える入院	1食 160円
70歳以上で低所得者Ⅰの人	1食 100円	

※低所得Ⅰ・Ⅱについては障害認定による老人保健適用者を含みます

該当される人は、印鑑を持参のうえ、老人保健で医療を受けられる人については市民課年金医療係、老人保健以外の国民健康保険で医療を受けられる人は市民課国民健康保険係、または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

## 問い合わせ

老人保健で医療を受ける人  
市民課年金医療係 TEL 23-1129  
国民健康保険で医療を受ける人  
市民課国民健康保険係 TEL 23-1130

所得が0円になる人。（老人保健の場合には国保被保険者に限らず世帯全員となります）

## 所得区分が変わる人には 経過措置がある場合があります

### ①公的年金等控除の見直し

### ②住民税非課税措置の廃止

（平成18年8月から2年間）  
「一定以上の所得者」になった人については「課税所得145万円以上213万円未満」の人、または「年収が高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯で383万円以上484万円未満」の人で申請した場合においては、医療費が高額になったときの自己負担限度額について「一定以上所得者」ではなく「一般」の限度額を適用します。

「低所得」の限度額を適用します。  
「一定以上の所得者」になった人については「課税所得145万円以上213万円未満」の人、または「年収が高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯で383万円以上484万円未満」の人で申請した場合においては、医療費が高額になったときの自己負担限度額について「一定以上所得者」ではなく「一般」の限度額を適用します。

## 70歳以上の人

### 自己負担限度額（月額） （老人保健対象者を含む）

平成18年9月30日まで

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	40,200円
一定以上の所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合、その超えた部分の1%を加算（4回目以降は40,200円）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

## 70歳未満の人

### 自己負担限度額（月額）

平成18年9月30日まで

	3回目まで	4回目以降（※2）
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合、その超えた部分の1%を加算	40,200円
上位所得者（※1）	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合、その超えた部分の1%を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	<b>44,400円</b>
一定以上の所得者	<b>44,400円</b>	<b>80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合、その超えた部分の1%を加算（4回目以降は44,400円）</b>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※平成18年8月1日から所得の判定基準が変わります

平成18年10月1日から

	3回目まで	4回目以降（※2）
一般	<b>80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合、その超えた部分の1%を加算</b>	<b>44,400円</b>
上位所得者（※1）	<b>150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合、その超えた部分の1%を加算</b>	<b>83,400円</b>
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額等が600万円（現行670万円）以上の世帯  
※2 過去1年間、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

者になるが非課税者がいる場合は、申請により、非課税の人については医療費が高額になったときの自己負担限度額及び食事標準負担額は「低所得Ⅱ」の限度額を適用します。なお、老齢福祉年金受給者については「低所得Ⅰ」の限度額を適用します。

## 出産育児一時金が変わります

少子高齢化対策の一環で、国民健康保険の被保険者が出産したとき受けられる出産育児一時金の支給額が、10月1日から、現行の30万円に対して**35万円**に引き上げられます。

## 人工透析を要する上位所得者の 自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続し行う必要がある疾病について、1カ月の自己負担限度額が1万円までとされてきましたが、慢性腎不全により人工透析を要する上位所得者（月収53万円以上）については、限度額が**2万円**に引き上げられます。

